

③法第11条の2第1項に基づいて申出する場合

住民基本台帳閲覧申出書

(個人又は法人による申出用)

新潟県見附市長 様

平成 年 月 日

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)	印 (自署又は押印)
	住 所 (所在地)	
(※共同申出者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	印 (自署又は押印)
	住 所 (所在地)	
閲覧事項の利用目的 (詳細に)		
閲覧年月日	平成 年 月 日()	
申出に係る住民の範囲		
関 覧 者	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)		
活動責任者		住所(又は役職名) 氏名
閲覧事項の管理方法 (具体的に)		
利用する場合 (※調査研究に)	成果の取扱い	
	実施体制	
(※委託業者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	
	住 所 (所在地)	

※

誓約書に反したことが明らかとなった場合には、住民基本台帳法第 51 条により過料に処せられることがあります。

この請求書による閲覧は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を受けている者が含まれないものです。

誓約書

新潟県見附市長 様

平成 年 月 日

閲覧請求者氏名

(団体名・代表者氏名)

印

閲覧者氏名

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、下記事項を遵守いたします。

記

1. 閲覧により知り得た事項は、閲覧請求書に記載した閲覧目的以外には使用しません。
2. 閲覧により取得した個人情報を他に提供することや公表することはしません。
3. 閲覧により取得した個人情報は、その利用目的を本人の知りうる状態におきます。
4. 上記のほか、閲覧により取得した個人情報は、個人情報保護法の規定に従い（同法が適用されない者にあつては、同法の定めるところに準じて）、慎重に取扱い、適正に管理します。
5. 転記した書類は、閲覧後1年以内に焼却処分します。また、転記した書類からコンピューター等へ入力している場合には、そのデータについても同時に消去します。
6. 閲覧により知り得た事項に関し、問題が生じたときの一切の責任は、当方で負います。
7. 閲覧に際しては、閲覧台帳は丁寧に取り扱い、破損、汚損などしません。また、パソコン・ワープロ・複写機能を有する機器類の持ち込みはしません。
8. 閲覧に当たっては、市（町・村）長の指示に従います。

(注) この誓約事項に反したことが明らかになった場合には、住民基本台帳法第50条により過料に処せられる場合があります。

また、個人情報保護法の規定により、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として、同法第34条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣の勧告及び命令の対象となり得ます。命令に違反した者は、同法第56条により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされています。

誓 約 書

新潟県見附市長 様

平成 年 月 日

閲覧請求者氏名

(団体名・代表者氏名)

印

閲覧者氏名

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、下記事項を遵守いたします。

記

1. 閲覧により知り得た事項は、閲覧請求書に記載した閲覧目的以外には使用しません。
2. 閲覧により取得した個人情報を他に提供することや公表することはしません。
3. 閲覧により取得した個人情報は、その利用目的を本人の知りうる状態におきます。
4. 上記のほか、閲覧により取得した個人情報は、個人情報保護法の規定に従い（同法が適用されない者にあつては、同法の定めるところに準じて）、慎重に取扱い、適正に管理します。
5. 転記した書類は、閲覧後1年以内に焼却処分します。また、転記した書類からコンピューター等へ入力している場合には、そのデータについても同時に消去します。
6. 閲覧により知り得た事項に関し、問題が生じたときの一切の責任は、当方で負います。
7. 閲覧に際しては、閲覧台帳は丁寧に取り扱い、破損、汚損などしません。また、パソコン・ワープロ・複写機能を有する機器類の持ち込みはしません。
8. 閲覧に当たっては、市（町・村）長の指示に従います。

(注) この誓約事項に反したことが明らかになった場合には、住民基本台帳法第50条により過料に処せられる場合があります。

また、個人情報保護法の規定により、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として、同法第34条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣の勧告及び命令の対象となり得ます。命令に違反した者は、同法第56条により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされています。